令和3年度障害福祉サービス事業所等説明会(集団指導)

障害福祉サービス事業所の運営上の留意点

訪問系サービス

居宅介護 重度訪問介護

同行援護 行動援護

群馬県健康福祉部障害政策課 地域生活支援係

説明内容

- 1 令和3年度改定の主な内容
- 2 令和3年度改定に伴う基準・報酬の見直し(横断的な事項)
- 3 令和3年度改定に伴う基準・報酬の見直し(訪問系サービス)
- 4 その他の留意事項(変更届出書等の提出)



1. 令和3年度改定の主な内容

- □ 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労 支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応□ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率:+0.56%
 - 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い 相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
 - 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
 - 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
 - 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - 5 感染症や災害への対応力の強化
 - 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うため の報酬等の見直し



2. 令和3年度改定に伴う基準・報酬の見直し(横断的な事項)

	見直し項目	対象サービス
2-1	緊急時における対応機能の強化(地域生活支援拠点関係)	訪問系ほか
2-2	感染症や災害への対応力の強化 (1)感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化 (2)業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化 (3)新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価	全サービス
2-3	障害者虐待防止のさらなる推進	全サービス
2-4	身体拘束等の適正化 (1)事業所が取り組むべき事項の追加 (2)身体拘束未実施減算の創設	訪問系ほか
2-5	人員基準における両立支援への配慮等 (1)常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和 (2)適切な職場環境維持(ハラスメント対策)の措置	全サービス
2-6	障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用	全サービス



各サービスに横断的な改定事項のうち、訪問系サービスが関係する箇所の主なもののみ抜粋しています。 他サービスの改定事項は、厚生労働省資料等で確認してください。



2-1. 緊急時における対応機能の強化 (地域生活支援拠点関係)

- □ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて地域生活を支えるために整備を進めている 地域生活支援拠点等として、緊急対応の役割を評価する加算を創設する。
- ○市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援 拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。 ※緊急時の対応を行った場合に加算

地域生活支援拠点等に係る加算 【新設】 50単位/回

市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを 都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、 緊急時対応加算の算定時、1回につき定める単位数に、さらに 50単位を加算するものとする。



2-2. 感染症や災害への対応力の強化

□ 感染症や災害の発生に備えた日ごろからの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、 運営基準に必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

運営基準において、次の事項を義務化【経過措置3年:令和6年度から義務化】

- ①委員会の開催
- ②指針の整備
- ③研修・訓練(シミュレーション)の実施

(2) 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

運営基準において、次の事項を義務化【経過措置3年:令和6年度から義務化】

- ①業務継続計画の策定
- ②研修・訓練の実施



2-2. 感染症や災害への対応力の強化

□ 感染症や災害の発生に備えた日ごろからの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、 運営基準に必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価

かかり増し経費を基本報酬上特例的に評価して、基本報酬に上乗せ

報酬: 基本報酬の合計単位数 × <u>**0.1%</u>**</u>

期間: 令和3年4月~9月のサービス提供分

※令和3年10月以降は、基本的に延長措置なし



2-3. 障害者虐待防止のさらなる推進

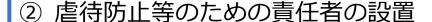
□ 障害者虐待防止の更なる推進を図るための取組を義務化する。

運営基準において、次の事項を義務化【経過措置1年:令和4年度から義務化】

- ○従業者への研修の実施
- ○虐待防止委員会の設置、検討結果の周知
- ○虐待の防止等のための責任者の設置

現行【努力義務】

① 従業者への研修実施





見直し後【義務化】

- ① 従業者への研修実施
- ② <u>虐待防止のための対策を検討する委員会として</u> <u>虐待防止委員会を設置するとともに、委員会で</u> の検討結果を従業者に周知徹底
- ③ 虐待防止等のための責任者の設置



2-4. 身体拘束等の適正化

□ 身体拘束等の適正化の更なる推進を図るための取組を義務化する

□ 身体拘束廃止未実施減算を創設する。

(1) 事業所が取り組むべき事項の追加

運営基準において、次の事項を義務化

令和3年4月から義務化

① やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録



令和4年4月から義務化 (令和3年4月から努力義務)

- ② 身体拘束等適正化の検討委員会の定期的 な開催、検討結果の周知
- ③ 身体拘束等適正化のための指針の策定
- ④ 従業者への研修実施



2-4. 身体拘束等の適正化

□ 身体拘束等の適正化の更なる推進を図るための取組を義務化 ⁻	する。
□ 身体拘束廃止未実施減算を創設する。	

(2) 身体拘束廃止未実施減算の創設

次の基準を満たしていない場合、基本報酬を減算【令和5年4月から適用】

身体拘束廃止未実施減算 【新設】 △5単位/日

次の基準を満たしていない場合、基本報酬を減算する。

- ○身体拘束等を行う場合の記録作成
- ○身体拘束等適正化の検討委員会の定期的な開催、検討結果の周知
- ○身体拘束等適正化のための指針の策定
- ○従業者への研修実施

※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、 身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。



2-5. 人員基準における両立支援への配慮等

□ 仕事と育児や介護との両立を進め、	離職防止・定着促進	生を図るため、	人員基準を見直す。
□ 適切な職場環境維持(ハラスメント	·対策)の措置を講じ	ja.	

(1) 常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和

育児・介護休業法による 短時間勤務制度を利用する職員

週30時間以上の勤務

_ 常勤/非常勤:<u>常勤扱い</u> _ 常勤換算 : <u>「1」扱い</u> 基準上「常勤」配置が求められる職員が産前産後休業、育児・介護休業等を取得

常勤職員配置

同等の資質を有する複数の 非常勤職員による<u>常勤換算</u>で対応可

(2)適切な職場環境維持(ハラスメント対策)の措置

運営基準において、ハラスメント対策を義務化【令和3年4月から義務化】



2-6. 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用

□ 障害福祉現場の業務効率化を図るため、身体的接触を伴わない、必ずしも対面で提供する必要のない支援は、テレビ電話装置等ICT技術を用いた支援を可能とする。

○運営基準・報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない、必ずしも対面で提供する 必要のない支援は、テレビ電話装置等 I C T 技術を用いた支援を可能とすることを明確化

対象と会議の例	
感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会
身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会
虐待防止のための対策検討委員会	虐待防止のための対策を検討する委員会
特定事業所加算	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項 の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議

3. 令和3年度改定に伴う基準・報酬の見直し(訪問系)

	見直し項目	対象サービス
3-1	サービス提供責任者(居宅介護職員初任者研修課程修了者)に対する 評価の見直し	居宅介護
3-2	運転中における駐停車時の緊急支援の評価	重度訪問介護
3-3	同行援護従業者要件の経過措置の延長	同行援護
3-4	行動援護従業者・サービス提供責任者要件の経過措置の延長	行動援護



3-1. サービス提供責任者 (居宅介護職員初任者研修課程修了者) に対する評価の見直し



- □ サービス提供責任者の質の向上を図るため、居宅介護職員初任者研修修了者であるサービス 提供責任者の暫定措置を段階的に廃止、さらなる減算を実施する。
- ○「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に 従事したものをサービス提供責任者とする」との暫定措置を段階的に廃止
- ○暫定措置が適用されている場合、さらなる減算を実施

サービス提供責任者の要件

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ·介護職員基礎研修課程修了者
- 居宅介護従事者養成研修課程修了者

·居宅介護職員初任者研修修了者+実務経験3年

現行

10%減算

見直し後



3-2. 運転中における駐停車時の緊急支援の評価



- □ ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、緊急的に行った支援に対して、その緊急性や安全管理等を評価する。
- ○ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、 ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に 応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った 場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

移動介護緊急時支援加算【新設】

240単位/日

利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。



3-3. 同行援護従業者要件の経過措置の延長



- □ 同行援護従業者要件の経過措置を令和5年度まで延長する。
- ○同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者 とみなす経過措置について、令和5年度末まで延長する。

同行援護従業者の要件

- ・同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者
- ・居宅介護従業者の要件+視覚障害実務経験1年
- ・国立障害者リハビリテーションセンター学院 視覚障害学科修了者等
- ・盲ろう者向け通訳・介助員

現行

経過措置 令和2年度末まで

見直し後

経過措置 <u>令和5年度末まで</u>



3-4. 行動援護従業者・サービス提供責任者の要件の経過措置の延長



- □ 行動援護従業者・サービス提供責任者の要件の経過措置を令和5年度末まで延長する。
 - ○行動援護の従業者・サービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士、実務者研修修了者等を 行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、令和5年度末まで延長する。

行動援護従業者の要件

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者+知的・精神障害実務経験1年以上
- ・居宅介護従業者の要件+知的・精神障害実務経験2年以上

行動援護サービス提供責任者の要件

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者 養成研修(基礎・実践)修了者+知的・精神障害実務経験3年以上
- ・居宅介護従業者の要件+知的・精神障害実務経験5年以上

現行

経過措置 令和2年度末まで

見直し後

経過措置 <u>令和 5 年度末まで</u>



4. その他の留意事項(変更届出書等の提出)

□ 指定内容に変更が生じたときは、	変更があった日から1	0日以内に提出する。
	_,,,,	

□ 届出が必要な加算を算定するときは、前月15日までに提出する。

(1)変更届出書の提出(指定内容の変更)

指定内容等に変更が生じたときは、10日以内に届出書を提出してください。

指定内容を変更するとき

提出時期

変更のあった日から

10日以内

<届出書の提出が必要な事項>

事業所の名称	事業所の平面図・設備
事業所の所在地	事業所の管理者の氏名・住所
設置者の名称	事業所のサービス提供責任者 の氏名・住所
主たる事務所の所在地	主たる対象者
代表者の氏名・住所	運営規程
定款・寄付行為等	

4. その他の留意事項(変更届出書等の提出)

- □ 指定内容に変更が生じたときは、変更があった日から10日以内に提出する。
- □ 届出が必要な加算を算定するときは、前月15日までに提出する。

(2)廃止・休止・再開届出書の提出

事業を廃止・休止・再開するときは、1ヶ月前までに届出書を提出してください。

廃止・休止・再開するとき

提出時期

事業を廃止・休止・再開する日の **1ヶ月前まで**

※休止・廃止のときは、当該サービスを利用していた者が、 障害福祉サービスを利用できるよう、必ず連絡調整や その他の便宜の提供を行うこと。



4. その他の留意事項(変更届出書等の提出)

□ 指定内容に変更が生じたときは、	変更があった日から1	0日以内に届出書を提出する。
□ 届出が必要な加算を算定するとき	は、前月15日までに	届出書を提出する。

(3) 介護給付費等算定等に係る体制等届出書の提出(加算等算定の変更)

指定権者に届出が必要な加算を算定するときは、期限までに届出書を提出してください。

新たに算定/算定内容を変更するとき(算定する単位数が増加するもの)

提出時期

算定を開始する月の **前月の15日まで**

加算が算定できなくなるとき

提出時期

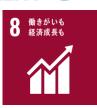
算定不可となる事実の発生した日から **速やかに**

※加算が算定できなくなる状況が生じた場合は、その事実が発生した日から算定できなくなるので、速やかに届出書を提出すること。











群馬県健康福祉部障害政策課 地域生活支援係